

令和5年度 「横浜版脱炭素化モデル事業 募集要項」

1 公募の趣旨

横浜市においては、国の2030年の温室効果ガス削減目標や「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」の施行等を踏まえ、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標を含む「横浜市地球温暖化対策実行計画」の改定など、2050年脱炭素社会の実現に向けた取組を加速しています。

また、脱炭素化を新たな成長戦略に位置付け、市内経済の循環及び持続可能な発展を全庁一丸となって推進し、2030年のSDGs達成、2050年の「Zero Carbon Yokohama」実現を目指しています。

本事業は、地域住民や民間事業者が一体となり、市民の行動変容を促進させる等の主体的な脱炭素化と、人口減少や高齢化等を起因とした地域課題の解決を推進するモデルの構築を目的としています。

そこで、脱炭素化の取組とまちづくりを一体的に推進するため、地域内発電設備等の施設を起点としたモデル事業の提案を募集します。

2 提案資格

応募者は、次の全てに該当する複数の法人又は法人格を有しない団体で構成する事業体（以下、「構成事業者」という。）であり、構成事業者の中から代表事業者1者を定め、本公募に係る各種資料等を提出してください。なお、法人格を有しない団体は、規約や役員を選任があるなど、組織としての体制が整っている団体に限ります。

- (1) 横浜市暴力団排除条例第2条第2号、第4号及び第5号に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等、同条例第7条に規定する暴力団員等との密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）又は神奈川県暴力団排除条例第23条（利益の供与等の禁止）第1項若しくは第2項に違反している事実がある者でないこと。
- (2) 会社更生法、破産法若しくは民事再生法の適用を受けていない者又は会社法による特別清算を行っていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

3 本提案募集の基本条件

本提案募集の実施にあたっては、次の項目を基本条件とします。

- (1) 2050年脱炭素社会の実現に向けて横浜市の施策と連動性を踏まえた、事業実施地域の脱炭素化と地域課題の解決や賑わいづくりなどを同時に実施する、まちづくり提案とすること。
- (2) 提案エリア内では再生可能エネルギーの地産地消（地域のエネルギーを地域で利用）の観点から、地域内発電の電力を地域で使用すること。なお、設備導入が困難な場合は、横浜市が所有する非化石証書の使用も可能とし、地産地消とみなせるものとする。非化石証書を使用する場合は事業者決定後、費用及び使用量について、市場価格等を踏まえ、別途、市と協議を行い手続きすること。
- (3) 地域課題の解決に充当する資金は再生可能エネルギー導入による電気小売事業者からの拠出金や、地域活動拠点及び移動・買い物支援等のサービス利用者からの利用料金、協賛金等を活用し、持続可能な運営計画を立てること。
- (4) 提案エリアまたは近隣エリアにおける、地域まちづくり計画などとの整合性を図ること。
- (5) 本事業は「横浜版脱炭素化モデル事業補助金交付要綱」に則り、横浜市から補助金の交付を想定している。補助金を活用し整備した施設の維持管理等にかかる費用は原則、提案者自らの負担とし、公

費負担を伴わないこと。また、脱炭素に資する普及啓発等に要する費用とは、原則、本事業及び脱炭素の必要性を普及させる目的で実施する広報やイベント等とする。

※令和4年度に選定した事業者は、令和4年度を初年度とした3か年に対し各年度最大500万円ずつとする。

- (6) 現行法規内で実施可能な提案とすること。
- (7) 関連する法令を遵守するとともに、必要な関係機関協議、許認可、免許取得等の関係法令等の手続きについては、提案者が行うこと。
- (8) 構成事業者は電気小売事業者、地域課題解決ができる団体及び事業者の参加を必須とする。
※ただし、電気小売事業者を介さずに本事業を実施できる場合はこの限りではない。
- (9) 令和6年度上半期（9月末）までに、地域内発電設備の初期設置を完了すること。
- (10) 原則、事業期間は最低5年以上とする。
※令和4年度に選定した事業者は、令和4年度を初年度とすること。
- (11) 本事業に際し、既に、地域住民・企業などが一体となる体制が整っており、かつ、地域において概ねの理解が得られていること。
- (12) 事業計画年度毎に、提案エリアを対象とするアンケート調査の配布を行うこと。なお、アンケートの作成及び分析は横浜市等と連携して行うものとする。

4 本提案募集にかかる概ねのエリア

横浜市内

- ・ただし、郊外部エリアを中心に、提案エリア内で地域課題を抱えており、再生可能エネルギーを活用した、課題解決策を提案すること。
- ・「提案エリア」は共通の性質を持っているなどの理由からひとまとめにされる地域であること。

5 選定方法及び事業開始までの流れ

- (1) 選定方法
「3 本提案募集の基本条件」を満たしていることを確認できた提案については、「7 評価委員会及び評価に関する事項」に基づき、提案書の内容を総合的に評価し選定します。
- (2) 協定の締結（令和4年度に選定した事業者は、現協定に基づき協議書等を提出してください。）
選定した構成事業者については、提案内容の協議を進めるとともに、横浜市と基本協定を締結します。協定期間は原則5年間とし、内容については横浜市と協議のうえ決定します。
- (3) 事業の開始（令和4年度に選定した事業者は除く。）
基本協定の締結をもって事業の開始とします。基本協定に記載のない事項については、その都度、横浜市と協議を行い、横浜市が決定していきます。

6 スケジュール

公募開始から基本協定・協議書等の締結までのスケジュールは、次のとおり予定しています。なお、ヒアリングの日時及び実施場所等の詳細については、提案者宛てに別途通知します。

表 公募から基本協定・協議書等の締結までのスケジュール

日程	内容
令和5年 6月 8日（木）	公募開始
令和5年 6月 22日（木）	質問書提出期限
令和5年 6月 29日（木）	質問書に対する回答
令和5年 8月 31日（木）	提案書提出期限

令和5年 9月	ヒアリング、審査・選定
令和5年 9月～10月	詳細協議
令和5年 10月	基本協定・協議書等の締結

7 評価委員会及び評価に関する事項

(1) 評価委員会

提案書の評価及び選定に関する審議は、次に示す委員会で行います。

表 評価委員会の構成

名称	横浜版脱炭素化モデル事業評価委員会
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書の評価 ・ 評価の視点、評価項目の確認 ・ 評価の集計 ・ ヒアリング
委員長	政策局政策課担当課長
委員構成	政策局政策課担当課長 市民局区連絡調整課長 建築局住宅再生課長 都市整備局地域まちづくり課長 温暖化対策統括本部SDGs未来都市推進課長

(2) 主な評価項目

提案は、次に示す項目や取組姿勢、「3 本提案募集の基本条件」を踏まえて総合的に評価を行い、選定基準を上回った提案の中から横浜市予算の範囲内で選定します。なお、詳細は別添の「横浜版脱炭素化モデル事業評価基準」をご参照ください。

表 主な評価項目

基本的な視点	評価の項目
事業内容（事業スキーム）の評価	提案力（全体コンセプト）
	脱炭素化の推進力
	実現性
	普及（発展）性
運営能力の評価	遂行能力（人的面）
	遂行能力（資金面）
実施体制の評価	連携力
	持続（継続）性

8 提案にあたっての留意点

提案にあたっては、以下の事項につきご了承いただいたものとみなしますので、提案者の責任のもと、必ずご確認ください。

- (1) 選定した場合であっても、協議の結果によっては取組の実施ができない場合があります。
- (2) 提案内容によっては、各種法令等の手続きが必要となります。
- (3) 原則、事業期間内において、横浜市は事業実施に伴い必要な調整等の相談に適宜対応していく予定ですが、詳細な役割分担については提案選定後の協議の中で、決定していきます。

- (4) 提案の選定・不選定にかかわらず、横浜市は提案、協議及び協定締結にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費・調整費・資料作成費などの一切の費用、生じた損害等）の補填や賠償を致しません。
- (5) 本事業における横浜市からの補助は、横浜市の各年度の予算範囲内にて実施するものです。提案の選定により、提案内容に記載された補助金額を確約するものではありません。
- (6) 本事業において事業計画等の変更が生じる場合は、事前に横浜市と協議のうえ決定していきます。
- (7) 提案の実現後は、横浜市の広報やPR等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表することがあります。
- (8) 提案（内容および提案書等の資料など）の実現に向けた調整を行うにあたって、必要な範囲で、横浜市の各関連部署及び調整に必要な諸機関に情報の公開・提供を行うことがあります。もし、情報の公開・提供を望まない内容等がある場合は、その旨を明示してください。
- (9) 事業開始後に横浜市が行う他事業との連携等を依頼する場合があります。
- (10) その他、特段記述のない事項については、横浜市との協議のうえ、市が決定していきます。

9 提案書の内容

- (1) 応募に係る様式は、別添の所定書式（様式1～様式4）により作成してください。

表 応募に係る様式

書類名	様式	留意点
応募申込書	様式1	
構成事業者の結成に関する申請書	様式2-1	
構成事業者連絡先一覧	様式2-2	
誓約書	様式3	
法人又は団体の概要	様式4	

- (2) 提案に係る様式は、別添の所定書式（様式5～様式9）により作成してください。

表 提案に係る様式

書類名	様式等	留意点
提案書①（エリア）	様式5	・「基本条件」及び「主な評価項目」を踏まえて提案を記載してください。
提案書②（事業方針）	様式6	・「基本条件」及び「主な評価項目」を踏まえて提案を記載してください。
提案書③（電力スキーム）	様式7	・「基本条件」及び「主な評価項目」を踏まえて提案を記載してください。
提案書④（構成事業者体制図）	様式8	・「基本条件」及び「主な評価項目」を踏まえて提案を記載してください。
提案書⑤（事業計画表）	様式9	・「基本条件」及び「主な評価項目」を踏まえて提案の期間分を記載してください。

- (3) (2)については所定書式に加えて、別紙の添付も認めます。
- (4) 詳細は別添の「応募様式及び記載の留意点等」を確認してください。

10 申込方法

別添の所定書式等により作成した提案書を、事前に電話連絡のうえ、次の提出先まで直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）してください。

- (1) 提出期限
令和5年8月31日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 提出部数
紙媒体：10部、電子データ：一式（PDF形式、CD・DVDに記録したもの）
※提出された書類一式は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 提出先
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎24階）
横浜市温暖化対策統括本部SDGs未来都市推進課
担当：高瀬、水谷
TEL：045-671-4371

11 質問書の提出

本募集要項及び様式等の内容について疑義のある場合は、次のとおり質問書（様式10）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、横浜市温暖化対策統括本部ホームページ上にて公表します。質問事項がない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限
令和5年6月22日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法
郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）又は電子メール
《注意事項》発送・送信後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。
- (3) 提出先
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎24階）
横浜市温暖化対策統括本部SDGs未来都市推進課
担当：高瀬、水谷
TEL：045-671-4371
E-mail：on-mirai@city.yokohama.jp
- (4) 回答日及び方法
令和5年6月29日（木）までに、横浜市のホームページにて回答します。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/model.html>

12 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎24階）
横浜市温暖化対策統括本部SDGs未来都市推進課
担当：高瀬、水谷
TEL：045-671-4371